

和歌山工業高等専門学校学生の表彰に関する規則実施要項

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 平成 3 0 年 1 1 月 1 日

和歌山工業高等専門学校学生の表彰に関する規則（以下「規則」という。）の実施に関する要項を次のとおり定める。

（柑紀賞）

- 1 規則第 2 条第 1 項第 1 号の選考に当たっては、原則として訓告以上の処分を受けた者を除き、性行上特に問題がない場合は、学業成績を優先する。

（学術賞）

- 2 規則第 2 条第 1 項第 2 号の選考に当たっては、学会における研究発表又は学会誌に論文を掲載され、若しくは学術団体等での研究報告、知的アイデア等の提案により、特別な功績があったと認められる者に対して行う。

（皆勤賞）

- 3 規則第 2 条第 1 項第 3 号の選考に当たっての欠席、欠課等の取扱いは、原則として訓告以上の処分を受けた者を除き、次のとおりとする。

- 一 和歌山工業高等専門学校学生準則第 1 4 条第 3 項、第 1 5 条第 2 項及び学生準則施行細則第 3 条各号の一に該当する場合は、欠席、欠課、遅刻及び早退に算入しない。
- 二 欠席日数の取扱いは、各学年ごとに行う。

（特別賞）

- 4 規則第 2 条第 1 項第 4 号の選考に当たっては、文化活動、社会活動（人命救助又はボランティア活動）、スポーツ等において特別な功労又は善行があり、和歌山工業高等専門学校の名声を高めた功績者に対して行う。
- 5 規則第 2 条第 1 項第 4 号の団体の表彰に当たっては、その団体競技の登録者全員に対して行う。

（推薦対象者）

- 6 規則第 2 条第 1 項第 3 号の表彰については、5 年間を対象とする。ただし、外国人留学生については、修業年限を対象とする。

（推薦書）

- 7 規則第 3 条第 1 項に定める推薦者の推薦は、様式第 1 号により行う。

（表彰状）

- 8 規則第 5 条第 3 項に定める表彰状の様式は、次のとおりとする。

- 一 規則第 2 条第 1 項第 1 号の柑紀賞に該当する場合 様式第 2 号
- 二 規則第 2 条第 1 項第 2 号の学術賞に該当する場合 様式第 3 号
- 三 規則第 2 条第 1 項第 3 号の皆勤賞に該当する場合 様式第 4 号
- 四 規則第 2 条第 1 項第 4 号の特別賞に該当する場合 様式第 5 号及び様式第 6 号

附 則

この要項は、平成 1 0 年 3 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年9月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年11月1日から施行する。

様式第2号（第8項関係）

表 彰 状

柑紀賞

学科 第 学年
(氏 名)

あなたは本校在学中学業に精励され特に優秀な成績を修められましたよってその努力をた
たえここに表彰します

元号 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長



第 号

様式第3号（第8項関係）

表 彰 状

学術賞

学科 第 学年
(氏 名)

あなたは本校学生として〇〇〇学会において研究発表の功績は顕著でありましたよってこ
ここに表彰します

元号 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長



第 号

様式第4号 (第8項関係)

表 彰 状

皆勤賞

学科 第 学年
(氏 名)

あなたは本校在学中全学年を通し皆勤されましたよってその努力をたたえここに表彰します

元号 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長



第 号

様式第5号 (第8項関係)

表 彰 状

特別賞

学科 第 学年
(氏 名)

あなたは人命救助に関し他の模範となる善行がありましたよってここに表彰します

元号 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長



第 号

様式第6号 (第8項関係)

表 彰 状

特別賞

学科 第 学年
(氏 名)

あなたは〇〇〇大会において優秀な成績を収め本校の名声をたかめられたのでその功績をたたえここに表彰します

元号 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長



第 号